

1月17日

申告書

大崎運輸区の要員不足に起因した行路移管を解消し、労働協約の遵守を求める緊急申し入れ

2019年1月7日、大崎運輸区の平日・休日50行路が池袋運輸区に移管されました。池袋運輸区区長による現場説明の内容は、「大崎運輸区の要員不足に伴い、行路の1徹分を池袋運輸区に行路移管を行う」「社員周知は掲示で行う」「期間は2019年1月7日から2019年ダイヤ改正まで行う」というものでした。東京地本は2018年12月20日に大崎・池袋運輸区の両分会から現場間での運転士の行路移管が発生すると報告を受け、東京地本は直ちに会社に対し説明を求めましたが、今日現在も説明が行われていません。そもそも問題は、現場で行路移管が発生することを、事前に東京支社が東京地本に対して何ら説明も行わず、東京支社が行路移管を指示し周知が行われたということです。

2018年ダイヤ改正は、労使の議論により妥結しており、行路移管は労働条件の変更であるにも関わらず、東京支社は東京地本への説明、または提案、そして労使協議を行うことなく行路移管を一方的に実施しました。これは明らかに労働協約を蔑ろにする行為であり、断じて認めることは出来ません。

分会からは「行路移管をすることは根本的な解決にならない」「運転士の要員不足の問題を会社は改善する気はあるのか」という会社への不満の声が多くあげられています。

東京支社は現場からの声を真摯に受け止め、業務にとって必要な要員配置をするとともに、会社が提案し、労使での議論を経て妥結した労働協約を蔑ろにするものがないよう強く求めます。そのために以下の内容で申し入れを行いますので、会社の真摯な議論と具体的な回答を要請します。

記

1. 今回の行路移管を行うことになった経過と原因について明らかにすること。
2. 大崎運輸区運転士の要員不足の原因と認識を具体的に明らかにすること。
3. 大崎運輸区から池袋運輸区に移管された950行路を直ちに解消すること。
4. 前回のダイヤ改正の議論において、妥結に至った定期行路の移管を行わないこと。

以上

会社による一方的な行路移管は認めず、労働協約を会社に遵守させるために、大崎運輸区・池袋運輸区の組合員と連帯したたかいます。